

職場意識改善計画

平成22年 月 日

取組事項	
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 事業場内における労使間の話し合いの機会を整備するため、労働時間等設定改善委員会を設置する。 本委員会の構成員等、運営に必要な事項を決定し、委員会運営規則を策定するとともに、第一回目を今年度下期に開催する。
	(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施する。 本委員会は原則として4半期毎に開催し、所定外労働削減のための業務改善、有給休暇取得促進のための環境整備等を議題とする。 意見を積極的に交わし、問題意識の共有化に努め、労働時間等の設定改善に向けた実施体制の基礎を確立する。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 事業場内の職場意識を改善するため、社員各人からの労働時間等についての苦情、意見、要望を受け付けるための担当者を選任する。 選任の後、担当者、受付方法等について全社員に対して周知を行う。
	(2年度目) 1年度目の受付け状況等を勘案し、社員の苦情、意見、要望が労働時間等の設定改善に向けた取組みにより反映されるよう、受付方法などの実施体制改善を図る。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 社員に対して職場意識改善計画の周知を図るため、本計画を事業所内の見やすい場所に掲示し、一般的な周知を図るほか、社内回覧や社内メールの活用などにより、社員個人に対しても周知活動を行う。
	(2年度目) 職場意識改善計画の取り組み状況、労働時間等設定改善委員会の議事録を社内で共有し、社員に対する本計画の一層の周知を図る。 また、本計画を自社のホームページ等により社外に公表し、当該取組みについて広く内外に周知を図る。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 社内において職場意識改善の必要性、意義を周知させるために、管理職に対して意識改善に向けた研修を実施する。
	(2年度目) 1年度目に行った研修の内容、結果を踏まえ、社内全体が意識改善できるよう、専門家を講師に招くなど、職場意識の改善に向けたより効果的な研修を行う。

職場意識改善計画

平成22年 月 日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 労働時間等設定改善委員会における年次有給休暇の取得状況確認制度の導入により現状を把握し、年間5日以上有給休暇の計画的付与制度の導入など、年次有給休暇取得促進のための社内環境整備を図る。</p> <p>(2年度目) 個人別の年次有給休暇管理表を作成し、取得実績の状況を把握するとともに、取得が進んでいない労働者に対して会社側から取得を呼びかけ、注意喚起を促すなど、年次有給休暇を取得しやすい社内環境の整備をさらに進める。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定外労働削減のための取組みとして、特定の日に於ける残業時間については、限度時間を設定し、又はノー残業デーを各月に設定するなどの措置を導入することを検討し、制度導入と同時に社内周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 1年度目の取組みに加え、長時間労働が恒常的なものとならないように業務体質を改善すると共に、必要に応じて業務計画や要員計画の策定を行うなど、所定外労働削減のための取組みを一層強化する。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目) 社員のワークライフバランスを推進するため、特に配慮を必要とする社員について、各人の健康と生活に配慮した休暇制度の導入を検討する。</p> <p>(2年度目) 1年度目の取組みを継続し、社内アンケートやヒヤリングにより社員の意見、要望を交え、より良い休暇制度の在り方を引き続き検討する。採用した休暇制度の運用にあたっては、社内の周知徹底を図り、社員にとって利用しやすい制度とすることはもちろん、必要に応じて改善を加え、社員の仕事と生活の調和実現を図る。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目) 労働時間等設定改善委員会における年次有給休暇の取得状況確認制度の導入及び年間5日以上有給休暇の計画的付与制度導入を目指す。</p>